

2008年7月10日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び提供すること並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年6月26日付けで諮問（第328号）された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び提供すること並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用させること及び提供することの必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、必要な個人情報を目的外に利用させること及び提供することの必要性並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

これまで行われてきた裁判は、裁判官・検察官・弁護人の法律の専門家のみにより行われ、その結果、専門性を重視するあまり審理に長期間を要し、判決の内容などが理解しにくいものであったことで、一般市民にとっては近寄りがたい印象を与えている。そこで、一般市民が裁判に参加することにより、一般市民の視点・感覚が裁判の内容に反映され、裁判が身近になり司法に対する理

解と信頼を深め、分かりやすい裁判を実現していく目的で、平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立、同年5月28日に公布され、裁判員制度が平成21年5月21日から開始されることになった。

裁判員制度の導入に伴い、各市区町村の選挙管理委員会では管轄の地方裁判所より裁判員候補者の員数の割当てを受け、くじによる裁判員候補者予定者の選定・名簿の調製・名簿の送付を行う。その後、各地方裁判所では各市区町村作成の裁判員候補者予定者名簿を基に裁判員候補者名簿を作成し、調査票とともに候補者に通知する。返送された調査票の内容により辞退が認められた者以外の中から、事件ごとにくじにより候補者が選定され、選任手続を経て裁判員に選任される。

このような流れの中で、各地方裁判所は「状況調査」の他に候補者の欠格事由（成年被後見人・犯罪者等）の「資格調査」を行う必要があるが、各市区町村の選挙管理委員会に本籍地情報を併せて報告するよう求めているが、本来、本籍地情報については、選挙管理委員会には取扱い権限がなく、市民窓口センターが管理する情報であるため、本籍地情報を目的外に利用させること及び提供すること並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について、個人情報保護制度運営審議会の意見を求めるものである。

(2) 個人情報を利用させること及び提供することの必要性について

ア 本籍地情報は、選挙管理委員会では取扱い権限を保有しておらず、住民基本台帳を管轄する市民窓口センターに帰属している。裁判所は、各市区町村の選挙管理委員会に対して、本籍地情報を付加した裁判員候補者予定者名簿の提出を求めていること及び「資格調査」を行う対象件数や事務処理の効率性を考えると、選挙管理委員会に本籍地情報を利用させることが望ましいと考える。

また、裁判員制度において、裁判員となるためには欠格事由に該当しないことが求められる。そのため裁判所では、裁判員候補者の本籍地に対して「資格調査」を実施するが、調査にあたり、裁判員候補者の本籍地情報は不可欠な情報であり、情報を提供する必要があると考える。

なお、対象者の抽出は毎年行われ、裁判員候補者予定者の名簿調製に係る本籍地情報付加作業は全国各市区町村の統一事務とされるものである。

イ 提供先での個人情報の取扱い規程について

提供先である地方裁判所においての個人情報の取扱いについては、最高裁判所から下級裁判所に対しての通達により必要な措置等が定められている。

(3) 個人情報を利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について

裁判員候補者予定者の抽出による対象者は多数となる見込みのため、目的外

に利用させ及び提供する管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため通知書の省略を行いたい。

また、各市区町村の選挙管理委員会における抽出作業は裁判員の候補者予定者を選定するもので、選挙管理委員会が送付した裁判員候補者予定者名簿を基に地方裁判所が作成する裁判員候補者名簿に記載された場合には、地方裁判所より候補者に対して通知を行うため、候補者予定者での段階の通知は、二重通知による混乱も予想されることから省略を行いたい。

なお、裁判員制度における裁判員選定の過程等については、選挙管理委員会において市の広報紙等により周知を図っていく予定である。

(4) 目的外に利用させ及び提供する個人情報

ア 裁判員候補者予定者名簿調製に係る個人情報については、次のとおりである。

(ア) 氏名

(イ) 住所

(ウ) 生年月日

(エ) 本籍

イ 利用させる先

選挙管理委員会

ウ 提供先

横浜地方裁判所

エ 提供方法

CD-ROMに格納した暗号化された裁判員候補者予定者名簿を、選挙管理委員会職員により地方裁判所に直接持ち込む予定である。

(5) 実施時期

ア 毎年 9月上旬 9月定時登録選挙人名簿に本籍地情報を付加
10月15日まで 裁判員候補者予定者名簿（本籍地情報付加）
を送付（選管→地裁）

イ 追加選定

裁判員候補者の不足時に選挙管理委員会の依頼により実施する。

(6) 提出資料

ア 裁判員候補者予定者 抽出の流れ

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させること及び提供することの必要性について

本籍地情報は、選挙管理委員会では取扱い権限を保有しておらず、住民基本台帳を管轄する市民窓口センターに帰属している。裁判所は、各市区町村の選挙管理委員会に対して、本籍地情報を付加した裁判員候補者予定者名簿の提出を求めていること及び「資格調査」を行う対象件数や事務処理の効率性を考えると、選挙管理委員会に本籍地情報を利用させることが望ましい。

また、裁判員制度において、裁判員となるためには欠格事由に該当しないことが求められる。そのため裁判所では、裁判員候補者の本籍地に対して「資格調査」を実施するが、調査にあたり、裁判員候補者の本籍地情報は不可欠な情報であり、情報を提供する必要性がある。

さらに、対象者の抽出は毎年行われ、裁判員候補者予定者の名簿調製に係る本籍地情報付加作業は全国各市区町村の統一事務とされるものである。

以上のことから判断すると、目的外に利用させること及び提供することの必要性があると認められる。

(2) 個人情報を利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について

裁判員候補者予定者の抽出による対象者は多数となる見込みであり、目的外に利用させ及び提供する管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

また、各市区町村の選挙管理委員会における抽出作業は裁判員の候補者予定者を選定するもので、選挙管理委員会が送付した裁判員候補者予定者名簿を基に地方裁判所が作成する裁判員候補者名簿に記載された場合には、地方裁判所より候補者に対して通知を行うため、候補者予定者での段階の通知は、二重通知による混乱も予想される。

以上のことから判断すると、目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、裁判員制度における裁判員選定の過程等については、選挙管理委員会において市の広報紙等により周知を図っていく予定であるとのことである。

以 上